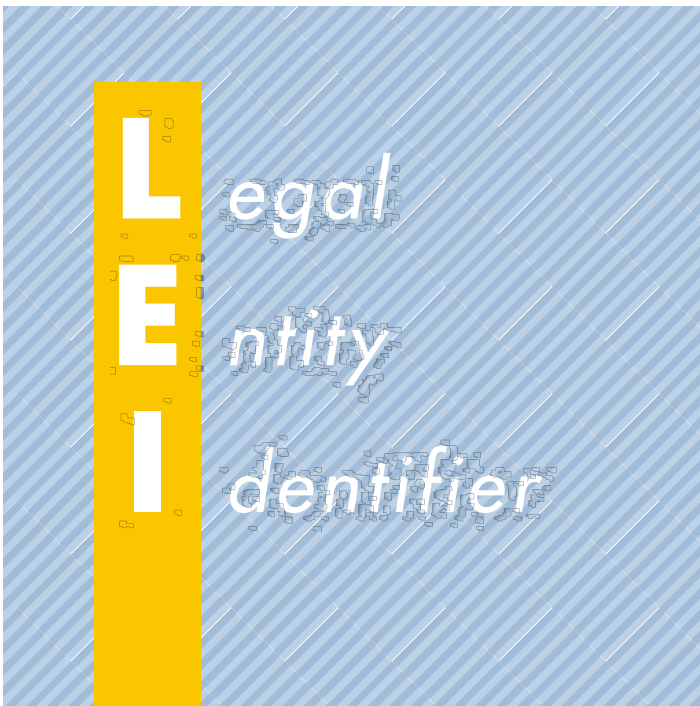




LEI制度に 関するご案内

2018.11



株式会社東京証券取引所
情報サービス部 LEI 担当
Tokyo Stock Exchange, Inc.
Tel: 050-3377-7830 (直通)



LEIとは

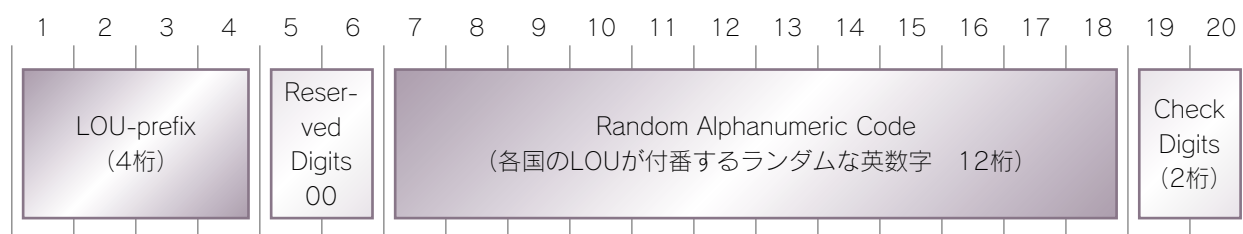
- LEI (Legal Entity Identifier : 取引主体識別コード) とは、金融商品の取引を行う当事者 (法人、ファンド等) を識別するための国際的な番号です。取引当事者からの申請に応じて、LEI付番機関により指定 (付番) されます。
- 日本では、日本取引所グループ/東京証券取引所 (JPX/東証) が付番機関です。

背景

- 金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、G20や金融安定理事会により導入の方針が決定され、欧米の規制当局を中心にその利用が進展。2014年6月には金融安定理事会によってGLEIF (Global Legal Entity Identifier Foundation) が設立され、GLEIFは国際的中央運営機関としてLEIの推進や利用を支援しています。
 - 欧米では、取引情報の規制当局への報告に際して、LEIの使用が義務付けられ、金融機関のみならず取引のある日本の法人等にもLEIが求められることから、LEIの取得ニーズが高まっています。
- ※ 商業・貿易の分野でも、中国税関当局が取引の相手方確認としてLEIの提供を求めるなど、事業法人においてもLEI取得の必要性が高まりつつあります。

LEIの体系

- LEIは、英数字から成る20桁のコードです。当該コードは、LEI付番機関を特定する4桁、予備コード2桁、取引当事者を特定する12桁及びチェックディジット2桁により構成されます。取引当事者を特定する12桁は、完全にランダムな英数字の文字列です。



※ LOU : Local Operating Unit (各国のLEI付番機関)

※ 東証のLOU-prefixは「3538」(東証が指定するLEIの冒頭4桁の番号)

LEI指定手続等

- LEI指定手続等とは、JPX-LEIポータルサイト <https://www.lei.jp.co.jp/lei/index.html>を通じて行えます。
- 詳しい手続については、業務処理要領で定められています。

https://www.lei.jp.co.jp/lei/f4t4ac000000008j-att/lei_allocation_operational_processes_jp.pdf

LEI手数料

- LEI指定手数料 : 1万2千円 (税抜)
- LEI更新手数料 (年1回) : 1万円 (税抜)

■ LEIに関するQ&A

Q1

誰が、LEIの指定（付番）を受ける必要がありますか？

A1

EUや米国などにおいては、金融商品（店頭デリバティブを含む）取引を行う金融機関や事業法人等はLEIの指定を受けている必要があります。

2017年7月現在、カナダ、スイス、ロシア、シンガポール、メキシコ、アルゼンチン、イスラエルにおいても義務付けられています。アジア諸国においても義務付けが検討されています。

Q2

LEIは、誰が指定（付番）するのですか？

A2

各国の付番機関（LOU: Local Operating Unit）が、法人等からの申請に基づき、LEIを指定（付番）します。日本では、弊社がLOUとなっています。

Q3

LEIの構成はどうなっていますか？

A3

LEIは、英数字から成る20桁のコードです。

具体的には、①LEI付番機関を特定する4桁、②予備コード2桁、③取引当事者を特定する12桁、④チェックディジット2桁、の計20桁により構成されます。

取引当事者を特定する12桁は、完全にランダムな英数字の文字列です。

Q4

LEIを取得するにはどうしたらよいですか？

A4

日本で指定を受ける場合は、日本のLOUである弊社に所定の手続きにそって申請し、指定を受けることができます。詳細は、弊社のLEIポータルサイトをご覧ください。

<https://www.lei.jp.co.jp/lei/index.html>

Q5

海外の子会社について、LEIを取得する方針です。JPX/東証に申請することは可能ですか。

A5

可能です。日本語による申請、日本円による手続きが可能ですのでご検討ください。

※ 2018年11月時点で弊社においてLEIの指定が可能な法人・ファンド等の国籍は、日本、香港、シンガポール、台湾、タイ、アラブ首長国連邦、アイルランド、オランダ、イギリス、ケイマン諸島、アメリカ、ヴァージン諸島となりますのでご注意ください。今後、LEIの指定が可能な法人・ファンド等の国籍が追加された際は弊社のLEIポータルサイトにて周知する予定です。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

Q6

海外付番機関から、LEIの指定（付番）を受けました。更新手続きを日本語、日本円で行いたいので、窓口を東証に移管することは可能ですか。

A6

可能です。JPX/東証に移管した場合でもLEIの番号は変わりませんので、表紙のお問合せ先までお気軽にご相談ください。

■ How to Obtain LEI

Q1 | How can we obtain an LEI?

A1 | You can apply for an LEI via the JPX-LEI portal site at <https://www.lei.jpx.co.jp/lei/en/index.html>.

Procedures are stipulated in detail by "Operational Processes of LEI Allocation" at https://www.lei.jpx.co.jp/lei/en/f4t4ac000000008j-att/lei_allocation_operational_processes_jp.pdf

Q2 | How much is the LEI allocation fee? Is there any fee other than the allocation fee?

A2 | The fee for the initial LEI allocation is JPY12,000 (excluding consumption tax). The annual LEI renewal fee is JPY10,000 (excluding consumption tax).

Q3 | We would like to obtain an LEI for an overseas subsidiary. Can we apply to JPX/TSE for obtainment of such LEI allocation?

A3 | Yes. You can apply for obtainment of an LEI also in Japanese. The fees will also be charged in Japanese yen.

Q4 | We have obtained an LEI from an overseas LEI allocating organization. Can we transfer the LEI to the jurisdiction of JPX/TSE so that we can take procedures for renewal of the LEI in Japanese and Japanese yen?

A4 | Yes, you can. Your LEI does not change even after such transfer to the jurisdiction of JPX/TSE.

Contact:

Information Services, LEI Desk

Tokyo Stock Exchange, Inc.

Tel: 050-3377-7830

E-mail: lei@jpx.co.jp